

多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業の
検証について

令和 3 年 3 月
東京都市長会

本報告書の構成

本報告書は、次の3つの章から構成されています。

第1章 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業について

東京都市長会及び東京都町村会が実施してきたスポーツに関する助成事業の経過と、本助成事業の概要をまとめています。

第2章 本事業に対する考察

平成28年度から令和2年度までの本助成事業の実施状況及び各市町村へのアンケートの結果を示し、それを踏まえて助成事業に対する考察をまとめています。

1 助成事業の実施状況

- (1) 助成実施事業数
- (2) 助成事業費
- (3) 助成内容

2 アンケート結果のまとめ

- (1) 本助成事業の成果
- (2) 前回の検証による改善点と効果
- (3) 各種課題への対応事例

3 助成事業の考察

第3章 今後の展望

各市町村が行うスポーツに関する今後の取組への期待についてお示ししています。

※ 本報告において、「2019年度（平成31年度/令和元年度）」の表記は、原則として「令和元年度」又は「R1」に統一している。

目次

第1章 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業について

- 1 スポーツに関する事業の経過 1
- 2 助成事業の概要 2

第2章 本事業に対する考察

- 1 助成事業の実施状況 3
 - (1) 助成実施事業数 3
 - (2) 助成事業費 4
 - (3) 助成内容 5
- 2 アンケート結果のまとめ 6
 - (1) 本助成事業の成果 7
 - (2) 前回の検証による改善点と効果 11
 - (3) 各種課題への対応事例（スポーツを取り巻く環境の変化等への対応） 12
- 3 助成事業の考察 13
 - (1) 継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業 13
 - (2) 子どもの競技力の向上に資する事業 13
 - (3) 障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業 13
 - (4) 運動習慣の定着に資する事業 14
 - (5) 助成事業に対する考察 14

第3章 今後の展望

- 1 今後の展望 15

おわりに 17

資料編 21

第1章 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業について

東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会では、市長会の政策提言に関連し、多摩・島しょ地域の39市町村（26市5町8村）に対して、多摩・島しょ地域の魅力を高めることを目的として行う各種取組の初動に対する支援として、これまでに様々な市町村共同事業助成制度を創設し、実施してきた。

「多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業」もその一つである。

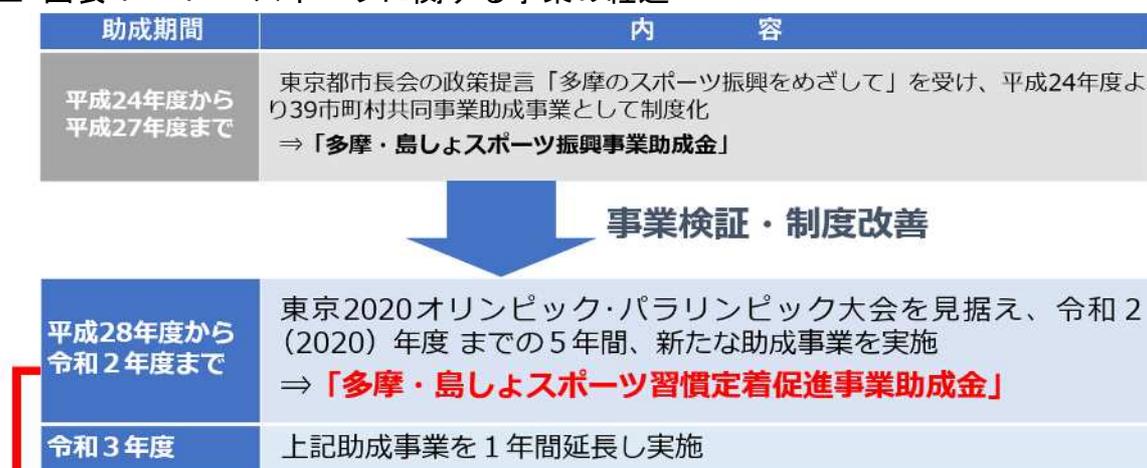
本章では、本助成事業の検証を行うに当たり、事業創設までの経過と、事業の概要について確認する。

1 スポーツに関する事業の経過

市長会の政策提言「多摩のスポーツ振興をめざして（平成23年2月）」を受け、平成24年度より助成事業として「多摩・島しょスポーツ振興事業助成金」が制度化された。平成27年度に上記助成事業の事業検証をし、課題解決や、東京2020オリンピック・パラリンピック大会（以下「東京2020大会」という。）開催へ向けた機運醸成の必要性が認められたことから、制度を改善したうえで、平成28年度より「多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業」を開始している。

事業開始時には、東京2020大会が開催される令和2（2020）年度まで事業を継続し、事業検証を行うこととしていたが、東京2020大会の開催は1年延期となり、令和2年度に予定どおり事業検証は行うものの、助成事業は令和3年度まで1年間延長して実施することとした。[図表1-1参照]

■ 図表1-1 スポーツに関する事業の経過



令和2年度に事業検証を実施

（本助成金を活用し、令和元年度までに実績のあった31市町村へのアンケートによる成果の確認）

2 助成事業の概要

多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業は、平成 28 年 4 月 1 日に「多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付要綱」を施行し、事業を開始した。現行制度の事業の内容は図表 1－2 のとおりである。

■ 図表 1－2 助成事業の内容

名 称	多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業 (助成金名称：多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金)
目 的	多摩・島しょ地域の市町村が計画的に実施する、市民が日常的にスポーツに親しみ、取り組むことを習慣として定着させ、健康増進を図ることを推進する事業を支援することにより、多摩・島しょ地域の魅力を高める。
助成対象者	多摩・島しょ地域の市町村とする。(各市町村単独助成)
助成対象事業	多摩・島しょ地域の市町村が行うスポーツ習慣定着促進に資する事業として、新規又はレベルアップして実施する、次の①～④のいずれかに該当する事業のうち、市長会会長が必要と認める事業 ①継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業 ②子どもの競技力の向上に資する事業 ③障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業 ④運動習慣の定着に資する事業(ウォーキング、ラジオ体操、市町村が独自に推奨する体操から選択) ただし、施設整備等に係る経費、備品購入費、市町村の職員人件費及び他の市町村共同事業助成金を充当している事業は助成対象外とする。(①③については、会長が必要と認めた器具の購入費は対象とする。)
助 成 額	助成対象事業のうち、 (1) ①～③に該当する事業 一市町村につき、年間 150 万円以内 (2) ④に該当する事業 一市町村につき、年間 50 万円以内
助 成 年 度	平成 28 年度から令和 3 年度まで
審 査 会	市町村長、学識経験者等による「審査会」を設置し、助成事業の適正な執行を図る。
財 源 措 置	(公財) 東京都区市町村振興協会の区市町村振興助成金を充当する。

第2章 本事業に対する考察

本章では、助成事業が開始された平成28年度から事業検証を実施する令和2年度までの本助成事業の実施状況と、令和2年8月に各市町村に対して実施したアンケートの結果を示し、それを踏まえて助成事業に対する考察をまとめています。

1 助成事業の実施状況

平成28年度から令和2年度までの5年間で、多摩・島しょ地域の32市町村から本助成事業に係る申請があった。5年間における助成実施事業数、助成事業費、助成内容については、以下の(1)から(3)のとおりである。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）が拡大し、事業の中止をはじめ、規模を縮小、内容を変更したうえで実施するなど、多くの事業が影響を受けることとなった。

(1) 助成実施事業数

本助成金を活用して各市町村が実施した、助成対象事業区分毎の事業数は、**図表2-1**のとおりである。

4つの事業区分のうち、1の「継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業」と2の「子どもの競技力の向上に資する事業」に該当するものが合わせて全体の約7割となっており、子どもを対象とした事業への活用が大きな割合を占めた。

また、1市町村につき単年度あたり1事業から6事業の申請があり、平均すると1市町村当たり年間2事業程度の事業が実施された。

■ 図表2-1 助成対象区分別交付決定事業数（平成28年度～令和2年度）

助成対象事業区分		事業件数 (割合)
1	継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業	87 [8] (29.7%)
2	子どもの競技力の向上に資する事業	119 [15] (40.6%)

3	障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業	50 [7] (17.1%)
4	運動習慣の定着に資する事業	37 [2] (12.6%)
合 計 (延べ事業数)		293 [32] (100%)

※ []内の数字は内数で、天候やコロナ感染症拡大による影響により事業を中止し、実績がなかったものの数（詳細は、P.31～36 参照）

(2) 助成事業費

平成 28 年度から令和 2 年度までの間の各年度における助成事業費は、**図表 2-2**のとおりである。

毎年度、1 市町村当たり平均 130 万円前後の助成を行った。

ただし、令和 2 年度は、コロナ感染症の影響により、助成額が例年に比べ半減する結果となった。

■ 図表 2-2 助成事業費実績（平成 28 年度～令和 2 年度）

年度	交付決定市町村数	交付決定事業数	助成額（円）	1 市町村当たり平均助成額（円）
平成 28	28	52	35,877,380	1,281,335
平成 29	27	50	34,622,874	1,282,329
平成 30	28	60	37,115,982	1,325,570
令和元	31	65 [1]	39,300,131	1,267,746
令和 2	32 [12]	66 [31]	17,757,549	887,877
合 計		293 [32]	164,673,916	

※ []内の数字は内数で、天候やコロナ感染症拡大による影響により事業を中止し、実績がなかったものの数

※ 5 年間のうちで、助成金を活用し実績を得られたのは 31 市町村

(3) 助成内容

各事業区分において実施された主な事業内容は、以下の①から④のとおりである。令和2年度は、コロナ感染症の影響により、「新しい生活様式」に合わせて、オンラインを活用した事業に切り替えて実施する事例もみられた。

① 【区分1】 継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業

継続的に取り組むことにより、子どもの体力・運動能力向上に資するもので、家庭・地域・学校のうち二者以上と連携して取り組む事業を助成対象としている。

この区分で実施されたものとして、学校と家庭のほか、大学、総合型地域スポーツクラブやプロチームを含む地域の団体やボランティア等が連携し、体を動かすことの楽しさを実感できるようなプログラムを実施することにより、普段、身体を動かすことの少ない子どもたちや、運動に対して苦手意識を持つ子どもたちに対し、スポーツを始めるきっかけづくりを行う事業が多数あった。

また、学校と家庭とで、生活習慣の管理を含めて連携する取組や、保護者とともに参加する事業の実施により、日常生活の中で継続して運動に取り組めるよう促し、家庭においてもスポーツに触れる機会を創出することができた。

② 【区分2】 子どもの競技力の向上に資する事業

現に競技に取り組む子どもの競技力向上に資する事業や、指導者の技術力向上に資する事業を助成対象としている。

この区分で実施されたものとして、プロスポーツ選手を講師に招き競技力のレベルアップを目的としたスポーツ教室を開催する事業や、公式指導員を招へいし、競技を実施する子どもたちに加えて、指導者や保護者も対象にした競技の練習方法や指導方法の教室を実施する事業などがみられた。

また、島しょ地域においては、この区分に力を入れている町村が多く、島内での指導者の育成や、島外の子どもたちとの交流及び競技力の強化を図るための合宿や遠征にも本助成金が活用された。

③ 【区分3】 障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業

障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資するもので、障害の有無にかかわらず参加を促す事業を助成対象としている。

この区分で実施されたものとして、東京 2020 パラリンピック競技大会に向けて、競技種目となっている障害者スポーツの振興、また理解促進を深めることを目的とした障害者スポーツ教室や、ジュニアからシニアまで幅広い世代を対象にしたニュースポーツ教室などがあり、各地域において、障害の有無や世代を問わず一緒に楽しめる場が創出された。

また、パラアスリートとの交流の機会や、国際大会の観戦、イベント等も活用したパラスポーツ体験事業なども実施され、パラスポーツの面白さや難しさを体験できるなど、興味や関心を高める取組も行われた。

- 障害者スポーツの実施例：ボッチャ、ブラインドサッカー等
- ニュースポーツの実施例：ドッチビー、キンボール、クップ等

④ [区分4] 運動習慣の定着に資する事業

スポーツを通じて、世代間の交流促進や、健康寿命の延伸、地域の活性化などを図ることができるよう、「ウォーキング」、「ラジオ体操」、「市町村が独自に推奨する体操」のうちの一つ以上で、多世代が参加し、各市町村が統一して年2回以上実施する事業を助成対象としている。

この区分で実施されたものとして、普段から体を動かすことの少ない方を対象としたウォーキング事業では、参加者自身に合った正しいフォームでの歩き方を習得することでウォーキングの定着を促す事業や、上半身の運動にも効果的であるというポールを使用したウォーキング事業もみられた。また、市民の運動機能や健康維持の促進のため、全市民を対象に、ラジオ体操や市が独自に考案した体操を普及する事業などが実施された。

2 アンケート結果のまとめ

本事業を活用して実施した取組について、各市町村の取組の成果等を確認するため、平成 28 年度から令和元年度までに本助成事業を活用し実績のあった 31 市町村に対し、令和 2 年 8 月にアンケート調査を実施した。

各市町村の回答から得られた結果を以下にまとめる。

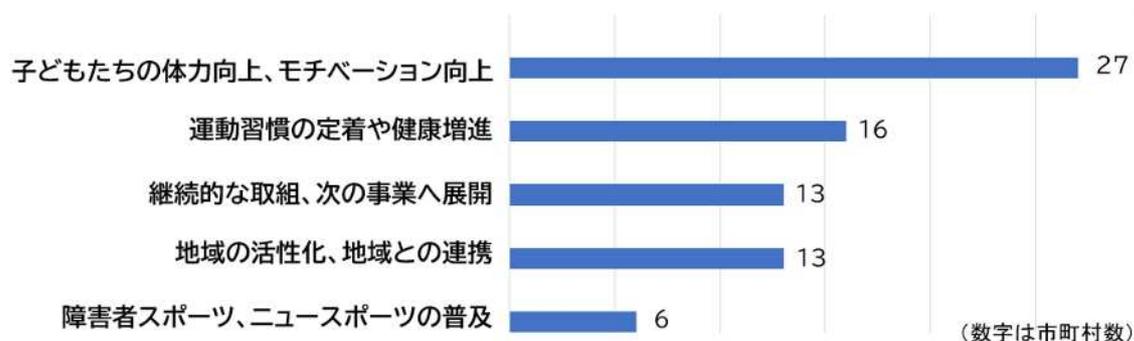
(1) 本助成事業の成果

事業実施により得られた成果や、世界的スポーツ大会の開催に関連して行われた取組結果については次の①、②のとおりである。

① 本助成事業の成果について

図表 3-1 は、この助成事業から得られた成果についての市町村の回答を分類したものである。「子どもたちの体力向上やモチベーションの向上に対する成果が得られた」という回答が、31 市町村中 27 市町村と、最も多くみられた。

■ 図表 3-1 本助成事業の活用により得られた成果



また、図表 3-2 に示したとおり、「スポーツに触れる、親しむ環境が継続できるようなしくみづくりができた」と回答した市町村が、31 市町村中 30 市町村を占めており、事業開始当初に求められていた「継続できるしくみ」については、実現につながったものと考えられる。

■ 図表 3-2

Q：本助成事業の終了後も、スポーツに触れる、親しむ環境が継続できるようなしくみをつくることができたか

回答	市町村数
できた	30 (96.8%)
できなかった	1 (3.2%)
計	31 (100.0%)

■ 「できた」と回答した 30 市町村の主な内容

- ・ 市内で活動するスポーツ団体と連携した取組を実施することで、各団体とのネットワークができ、今後もスポーツに触れる機会づくりを行うことができた
- ・ 指導者不足が問題視されている昨今、指導方法を実際に体験してもらうことで、指導者育成にも大きな効果があった
- ・ 学校や福祉施設、高齢者施設等でのポッチャ体験会の開催等、誰もが気軽にスポーツに親しめるきっかけづくりへとつながった
- ・ 講師を呼ばなくても、直接、障害者スポーツの指導ができるような知識・技術を身に付けてもらうことができた
- ・ 地域・学校・家庭と連携した取組により、今後も継続的に学んだ練習を繰り返せるような環境づくりができた
- ・ スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等スポーツ関係団体と協力・連携した事業運営の仕組みを構築、地域の大学との充実した連携を図ることができた。
- ・ 地域の団体が独自でスポーツ教室を実施するようになった
- ・ ボランティア人材の育成ができた

「できなかった」と回答した 1 市町村については、参加者への指導、意欲の向上の面では達成されたが、継続したしくみや環境づくりには至らなかったという回答であった。

さらに、本助成事業の終了後も、市民のスポーツ習慣定着に関する取組を継続できるような仕組みをつくるには、行政だけでなく各種団体と連携することが重要となるため、総合型スポーツクラブや民間団体、地域の団体等とうまく連携ができた事例についての設問を設けた。図表 3-3 は、それに対する各市町村の回答をまとめたものである。

回答からは、イベントやスポーツ教室等の実施に当たって連携する事例が多数を占め、総合型地域スポーツクラブや、プロスポーツチーム、スポーツ連盟など、スポーツに対するノウハウを持つ民間団体や、大学や福祉団体等、地域とつながりの深い団体と連携する仕組みが構築されていることがわかった。

■ 図表 3-3 地域の団体等と連携できた事例

連携先	回答数	連携内容の例
総合型地域スポーツクラブ	11	イベント時の運営協力、出前授業、スポーツ教室の実施
民間団体	8	プロスポーツチームと連携したイベントやスポーツ教室の実施
民間企業	9	民間企業の人材を活用し、スポーツ教室や食育教室の実施
地域の団体	8	体育協会やスポーツ協会によるイベントの企画、実施、運営補助、人的支援 ／地域の福祉施設、福祉団体のイベント協力
その他	14	大学との連携、スポーツ連盟との連携によるスポーツ教室やイベントの実施、体験会の実施

② ラグビーワールドカップ 2019 日本大会（以下「ラグビーW杯」という。）又は東京 2020 大会に関連する取組について

図表 3-4 は、ラグビーW杯又は東京 2020 大会に関連した事業の実施の有無について調査したもので、約半数の市町村が関連事業を実施している。

実施事業の例と成果を以下に示す。

■ 図表 3-4

Q：ラグビーW杯、東京 2020 大会に関連する事業を実施したか

回答	市町村数
実施した	16 (51.6%)
実施しなかった	15 (48.4%)
計	31 (100.0%)

■ 実施事業の例と成果

・ 子どもたちがオリンピック、パラリンピアンとふれあう機会の創出による機運醸成、オリンピックやプロ選手を講師とした各種教室の実施

→ 自らの体験により、興味関心を高めることができた、身近に感じてもらうことができた。プロ選手の試合や技術を目の当たりにすることで、興奮と感動を感じてもらうことができた

- ・ ボッチャの普及啓発、体験事業、大会の実施
- 老若男女、障害の有無に関係なく楽しむことができ、パラスポーツの普及、理解促進を図ることができた

また、**図表 3-5**は、ラグビーW杯又は東京 2020 大会のレガシーとなる取組の実施について調査したもので、**図 3-4**に示した関連事業を実施した、16 市町村の全てがレガシーとして残せる取組の実施ができたと評価している。

レガシーにつながった主な内容を以下に示す。

■ 図表 3-5

Q：ラグビーW杯、東京 2020 大会のレガシーとして残せるような取組を実施できたか

回 答	市町村数
できた	21 (67.7%)
できなかった	10 (32.3%)
計	31 (100.0%)

※ 「できた」と回答した市町村の中には、本助成事業の活用以外により「できた」と回答をした市町村も一部含んでいる。

■ レガシーにつながった内容（主な回答内容）

- ・ 地域で新たな活動団体が発足するなど、継続的な展開の土台を築くことができた
- ・ パラスポーツ事業を通じ、共生社会の実現に向けた地域内ネットワークを強固にすることができ、東京 2020 大会後も連携事業を進めていく第一歩となった
- ・ 地域と連携し、子どもの競技力向上や次世代アスリートの育成に向けた取り組みを行うことで、次世代のスポーツ振興に向けた契機となった
- ・ より良い事業内容、カリキュラムが構築でき、今後も安定した事業継続が見込まれる
- ・ 日本の伝統文化に係る体験活動を通して、自国の文化を大切にしようとする心情を育むとともに、他国の文化も大切にしようとする心情も育むことができた
- ・ 事業を通してスポーツを見ることの楽しさ、感動、そしてスポーツをする人を支える活動にも気づくことができた。今後のスポーツ習慣定着にもつながるレガシーとなった
- ・ 市民の運動習慣定着やスポーツの継続的な実施への意識の高まり、スポーツ実施率の

向上や、運動習慣定着による健康増進等のレガシーが創出された

(2) 前回の検証による改善点と効果

平成 27 年度の事業検証を踏まえて行った制度改善項目は、以下の①から③である。各市町村からのアンケート回答のうち、それぞれの改善項目により得られた効果について、主なものを次に示す。

■ 既存区分の一部改変したもの

① 「子どもの体力・運動能力向上」区分に、学校・地域・家庭の連携の要件を追加

<得られた効果>

- ・ 地域・学校・家庭と連携した取組により、子どもたちが継続的に体を動かす仕掛け、環境を創出できた
- ・ 各学校と家庭で運動や生活習慣に係る連携を図ることができた
- ・ 学校の取組を地域にも発信し、理解を図ることで、協力して取り組むことができた
- ・ 保護者と一緒に体験する機会を創出することで、家庭内における交流及び家族でスポーツを行うきっかけへとつなげた
- ・ 委託先の総合型地域スポーツクラブと市内大学生が連携する仕組みを構築できた
- ・ スポーツ推進委員、スポーツ関係団体と協力・連携し、事業運営のしくみを構築できた

② 「子どもの競技力向上」区分の助成対象に、指導者の資質向上、保護者の知識向上に資する事業を追加

<得られた効果>

- ・ 地域での指導者の育成、保護者の知識向上の成果が得られた
- ・ 指導者不足が問題視されている昨今、学校や保育施設の職員に指導方法を見て学べる環境を提供し、継続して子どもたちがスポーツに取り組める環境を整備できた
- ・ 子どもたちの競技力向上のほか、地域の各チームの指導者（コーチ・監督）に対する研修の機会となり、今後の指導方法にも良い影響を与えた
- ・ 指導者育成にも大きな効果があり、誰もが参加しやすい環境づくりが出来たと感じる

- ・ 地域での競技者が指導者として部活動等へ積極的に参加できるようになった

■ 新規に区分を追加したもの

③ 「障害者スポーツ、ニュースポーツの普及、理解促進」の区分を追加

<得られた効果>

- ・ パラスポーツ、ニュースポーツの競技人口の増加を図ることができた
- ・ パラリンピック後までレガシーとして残る取組を実施できた
- ・ 学校や福祉施設、高齢者施設等でのポッチャ体験会の開催等、誰もが気軽にスポーツに親しめるきっかけづくりへとつながった
- ・ 学校の先生方に指導者の指導方法を実際に体験してもらうことで、講師を呼ばなくても直接障害者スポーツの指導ができるような知識・技術を身につけてもらうことができた
- ・ ニュースポーツや障害者スポーツを実施するきっかけとなり、現在もスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブと協力して事業の継続ができている

(3) 各種課題への対応事例（スポーツを取り巻く環境の変化等への対応）

近年見られるスポーツを取り巻く環境の変化として考えられる次の①から⑤の各項目について、スポーツにもたらす影響とそれに伴う課題、それらに対応するために工夫をして取り組んでいる点等について、各市町村へアンケートを行った。各市町村が今後事業を実施される際の参考となるよう、主な回答内容を資料1（資料編P. 21～24）に掲載する。

- ① 少子高齢化
- ② 地球温暖化
- ③ 人間関係の希薄化
- ④ 健康意識の高まり
- ⑤ 情報化社会の進展

3 助成事業の考察

前回の事業検証において、検証結果を基に、制度の効果的な運用について示している。その結果、P. 11 「(2) 前回の検証による改善点と効果」にも示したとおり、3項目の制度の改善をし、本助成事業が創設された。

「1 助成事業の実施状況 (P. 3～)」及び「2 アンケート結果のまとめ (P. 6～)」を踏まえて、その成果を整理するとともに、考察を行う。

(1) 継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業

この区分により実施された事業の成果として、市町村において地域と学校、家庭の連携により、子どもたちが継続してスポーツに取り組むことができる環境が整ったほか、他団体とのネットワーク構築ができ、引き続きスポーツに取り組んでいく動きが生まれている。

特に、「継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業」では、地域、家庭、学校のうち二者以上の連携を必須の要件にしたことで、家庭を巻き込んだ事業が多く展開された。各学校と家庭で、子どもの生活習慣や運動に係る連携を図ることができたり、家庭内の交流の促進や、家族でスポーツを行うきっかけへつなげることができるなど、今後も継続した取組が期待できる。

(2) 子どもの競技力の向上に資する事業

各地域で指導者が不足している状況下において、指導者の資質向上、保護者の知識向上に資する事業を追加したことにより、指導者育成に係る事業を実施した市町村からは、指導方法に良い影響があった、大きな効果があったなどの回答が得られた。実際に、地域活動への指導者の積極的な参加がみられるようになった市町村もあった。さらに、保護者や指導者の知識を上げる取組も実施され、子どものスポーツ環境を支える体制づくりにつながっている。

(3) 障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業

新規にこの区分を追加したことにより、障害者スポーツやニュースポーツを市民にとって身近なものとし、障害の有無や世代間の垣根を超えて、市民が一緒にスポーツを楽しみ交流する機会を創出することができた。

また、体験する事業や、試合を観戦する事業の実施では、参加者にその面白さ、

難しさを実体験してもらい、障害者スポーツ、ニュースポーツへの興味や関心をさらに高めるとともに、理解促進につなげることができた。

(4) 運動習慣の定着に資する事業

ラジオ体操や市独自の体操を普及する各事業では、その実績報告から幅広い世代の参加が見られた。特に、イベントを活用して体操を普及する事業では、100人以上、中には1,000人以上の参加規模で開催されたものもあり、多くの参加者へ運動習慣の定着を促す機会を提供できたことが確認できた。

また、ウォーキング事業では、実施事業のほとんどが複数年継続して実施されており、参加者が定着しているものも見られ、継続的な運動習慣の定着へと確実に実を結びつつあることが確認できた。

(5) 助成事業に対する考察

上記の(1)から(4)のことから、本助成事業の実施により課題の解決や目的の達成といった成果を得ることができ、助成金が各市町村において有効に活用されたという結果が得られた。

第3章 今後の展望

これまでの取組結果を振り返り、本助成制度を通じて、各市町村が必要とする事業区分に応じて様々な事業を実施し、それぞれに成果が得られていることが確認できた。本章では、各市町村が行う今後の事業展開に期待することについて述べる。

1 今後の展望

本助成制度をきっかけとして開始し今後も継続される事業をはじめ、取組により育成された地域の指導者や新たに発足した活動団体、共生社会の実現に向け強固になった地域内ネットワークなど、各地域にこの取組のレガシーを残すことができた。

これらを基盤として、市民の誰もがスポーツに触れる、親しむことができる環境が整い、助成制度終了後にも地域に受け継がれていくことが大いに期待できる。

中でも、P.13でも述べたように、「障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業」の事業区分を新規に追加したことにより、障害者スポーツやニュースポーツが普及し、理解が促進され、多摩地域全体での事業も展開されている。

さらに、地域の活性化や共生社会の実現につながるこうした動きが、今後もさらに継続し、各地域に根付いていくことに希望が持てる。

◆ 「障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業」の例

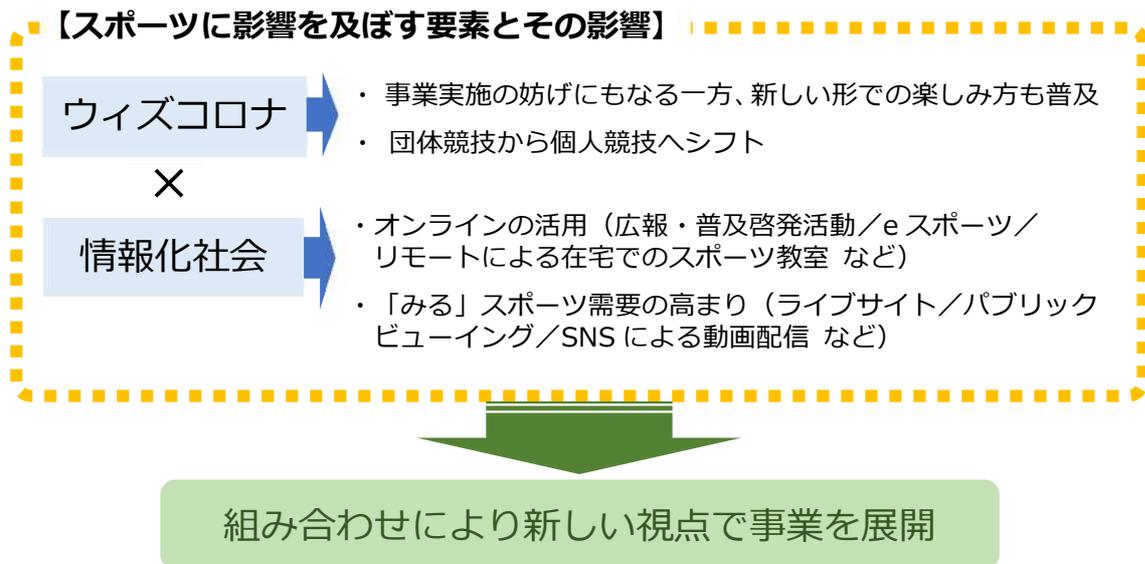


**【東村山市】
「ポッチャでたのしむらやま事業」
(令和2年度)**

また、上記のように発展した取組の継続実施に加え、資料1(資料編 P.21~24)のようなスポーツを取り巻く環境の変化等への対応についても考慮する必要がある。

図表4-1は一つの例であるが、最近の状況の中で、スポーツに影響を及ぼす要素として「ウィズコロナ」と「情報化社会」を挙げている。これらの要素による影響をうまくマッチングさせることで、様々な形でのスポーツの楽しみ方が可能となる。

■ 図表4-1 スポーツを取り巻く環境の変化等への対応例



例にも記載があるように、リモートによる在宅でのスポーツ教室など、ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」に合わせた事業展開も生まれ、現に普及している。

これまでの取組に加えて、こうした流れも新しい視点として取り入れ、各市町村それぞれの創意工夫を凝らしながら、スポーツを「健康増進」のみならず「世代を超えたコミュニティの形成」や「地域への愛着の醸成」につなげることにより、多摩地域の魅力をさらに高めることに期待ができる。

◆ リモートによる在宅でのスポーツ教室の様子



**【八王子市】
「ジュニア育成事業バドミントン教室」
(令和2年度)**

おわりに

「多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業」を通じて、東京 2020 大会の開催に向け、各自治体においては様々な取組が行われ、スポーツに対する参加機運を高めることができた一方、中には、コロナ感染症拡大の影響により、想定していた成果が十分に得られなかったものも見受けられた。

しかし、この事業を機に盛んになった各取組もあるなど、スポーツを介して、人と人との交流や絆が深まり、地域の活力が高まったことは確かなものがあると感じている。

スポーツの力により地域内のコミュニティが生まれ、そこに住んでいることの魅力や価値が見出される。そしてそれは、地域への愛着にもつながるものであると考える。スポーツを単に競技として楽しむだけでなく、健康増進や、生きがいとして、また、良好な地域コミュニティ形成の手段として、多くの市民が気軽に親しめるよう、各地域において是非、これまでの成果を活かしていただきたいと切に思う。

今後も、多摩・島しょの各地域に根差した文化や、地域の人々の創意工夫の下、生み出されたスポーツの事業を通じ、そのスポーツを「する」人、「見る」人、「支える」人、それぞれの立場においてスポーツを身近で楽しんでほしい。

そして、市民が生き活きと暮らせるよう願うとともに地域間の交流がさらに活性化され、多摩・島しょの各地域が魅力あるまちとして発展していくことを心から期待している。

資料編

資料1 スポーツを取り巻く環境の変化等への対応（アンケート結果）

資料2 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付要綱

資料3 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

資料4 市町村別実施事業一覧

■ 資料1 スポーツを取り巻く環境の変化等への対応（アンケート結果）

① 少子高齢化

影響・課題	対策・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康寿命延伸のための運動習慣の定着化／高齢者の体力づくりや生きがいづくり ・ スポーツを活用したフレイル[※]予防の取組 ・ ニュースポーツの発展 ・ 高齢者向け体操教室等の需要の増加への対応 ・ 子どもの体力の低下／幼少期からの正しい運動習慣定着への取組 ・ 地域における子どもたちの「外遊び」の場の減少 ・ 少子化による学校の部活動の縮小 ・ 地域スポーツチームの減少／競技人口の減少 <p>※ フレイル：「健康」と「要介護」の間にある状態、加齢により心身が古い衰えた状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の方でも参加できるニュースポーツの推進や、負荷の低い体操教室などの実施、指導できる人材の育成 ・ 福祉所管課との連携 ・ 子どもの指導者の資質向上 ・ 身近な地域で運動できる場所・機会の提供 ・ 全世代が行えるウォーキング、軽体操、ニュースポーツ、障害者スポーツ等、誰もが気軽に世代を超えて楽しめるスポーツの普及促進 ・ ストレッチなどを中心とした健康体操や軽い有酸素運動のプログラム、脳活性化教室など高齢者をターゲットとした事業展開等の定期的な提供 ・ 高齢期におけるフレイル予防、生きがいづくりや仲間づくりにつながる自主的な活動推進 ・ 高齢者と子ども達が触れ合える内容のスポーツイベント、スポーツ教室の開催

② 地球温暖化

影響・課題	対策・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温上昇によりリスクが高まる熱中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会等開催時期の見直し、看護師等

<p>症への対策、配慮が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント時における暑さ対策、暑さ指数やゲリラ豪雨・台風などの異常気象によるイベントの開催判断の難しさ ・ 異常高温による屋外や冷房施設のない屋内施設の利用困難性の高まり ・ 台風の大型化や大雨による屋内スポーツ施設の避難所としての新たな役割 	<p>の配置を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催時における熱中症計の配置／各スポーツ施設への熱中症指数の掲示を行い、利用者に情報提供を実施 ・ 職員やスポーツ推進委員、イベントボランティアに対し、熱中症への理解と対策に関する講座や対応のための研修を実施 ・ こまめな水分補給休憩をとる ・ 直射日光を遮るため、テントを設置する ・ 熱中症対策マニュアルの作成 ・ 熱中症予防のためのパンフレット等を配布し、注意喚起を実施
---	--

③ 人間関係の希薄化

影響・課題	対策・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツを始めるきっかけの喪失・する機会の減少 ・ チームスポーツへの参加の減少／多人数競技の衰退 ・ 地域スポーツチームの減少 ・ スポーツ人口の減少 ・ 地域のスポーツ活動における指導者の後継者不足 ・ 競技レベルの低下 ・ 観客の減少 ・ 地域活動への参加者の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型スポーツクラブの普及やスポーツ推進委員など、スポーツを通じたコミュニティづくりの実施 ・ 市民体育大会や地域でのスポーツイベントの実施 ・ 活動内容や場の設定等を工夫し、コミュニケーションを取り入れた学習内容を意図的に設定する ・ 指導者の資質向上のための講習会の実施 ・ 参加者同士の交流の場の提供 ・ 多種目のスポーツ教室を開催し、多世代間の交流を活性化

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元への愛着の希薄化 ・ 地域活力、コミュニティの低下 ・ 青少年育成活動の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツや文化活動を行っている市民団体の紹介や連絡先を記載した冊子の作成・配布 ・ 地域の大人や子ども同士の交流を深め、青少年の健全育成を図る
--	--

④ 健康意識の高まり

影響・課題	対策・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり事業を実施している庁内各課の連携体制 ・ ランニングやウォーキングをする人の事故防止／安全への配慮 ・ コロナ禍における運動機会の創出（感染拡大予防対策をしながら、いかにスポーツ振興を行うのか） ・ 用具の準備が少なく、手軽に始められるランニング、ウォーキング人口の増加が考えられる／サイクリング、ランニング、ウォーキング等の増加／手軽にできる軽運動人口の増加／費用のかからないスポーツのニーズの向上 ・ ウォーキングやスポーツジム利用者等が増加傾向 ・ 動画配信等を利用し在宅でできる運動を実施する人が増加 ・ 市民ニーズに合ったスポーツ施設の在り方／運動する場の確保 ・ 偏食にならないよう食育も必要 ・ 健康体操への参加者増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的にウォーキングイベントを実施／ウォーキング習慣の定着促進 ・ 民間施設も含めたスポーツマップやウォーキングマップの作成 ・ ホームページで気軽にできるエクササイズなどを紹介 ・ スポーツ分野と福祉分野の関係者が連携し、障害者スポーツの振興における協議体を設置し、推進 ・ 健康づくり講座等を実施 ・ スポーツ施設の在り方の検討 ・ ノルディックウォーキング教室の実施 ・ オリジナル体操の普及、周知活動 ・ 高齢者向け教室や事業の実施 ・ ニュースポーツ（ドッチビー、キンボールやクッブ等）、障害者スポーツ（ボッチャ）事業を実施し、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの活動へと繋げる

⑤ 情報化社会の進展

影響・課題	対策・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達したい対象の年齢層や生活環境に合わせた適切な情報提供 ・ 情報過多により、自分が欲しい情報を探せない人の増加／情報に強い人と弱い人の格差 ・ お手本をいつでもどこでも見ることができるようになった／スポーツへの興味関心につながる場面の増加 ・ 健康上正しくない情報の氾濫 ・ スポーツ観戦の形態の変化／「みるスポーツ」の充実、価値や需要の高まり ・ VR やテレビゲームを利用したスポーツの提供や機器などを持たない方への対応 ・ e-スポーツの普及、需要の高まり ・ e スポーツの普及による既存スポーツの衰退、体育施設の利用率の低下 ・ オンラインを活用したスポーツ振興（リモートでの講演会やスポーツ観戦／自宅で取り組めるプログラムの提供） ・ IT を使用したスポーツの指導・観戦等のニーズの増加／コロナ禍の影響によるネット配信サービスの需要の高まり ・ コミュニケーション不足／人と人の交流機会の減少、人間関係の希薄化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインランニングイベントや動画配信の実施 ・ SNS やメール配信サービス、ホームページの積極的な活用（正しい運動情報の発信／事業、イベント開催案内通知／スポーツの普及啓発） ・ 対象や内容によって媒体を変える ・ 「新たな生活様式」を踏まえ、オンライン形式での運動教室を実施 ・ パブリックビューイングやライブサイト、体験ブース等、地域が一つになれる機会となるような事業の展開 ・ 各学校で開催される運動会等のライブ配信等を行い、会場へ行かなくても観覧ができるサービスを提供 ・ スポーツ施設でのキャッシュレス決裁の検討 ・ 市公式動画チャンネル (YouTube) を活用したフレイル予防レシピの紹介や市独自体操の掲載などを実施

■ 資料2 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村（以下「市町村」という。）に対して、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、市町村が計画的に実施する、市民が日常的にスポーツに親しみ、取り組むことを習慣として定着させ、健康増進を図ることを推進する事業を支援することにより、多摩・島しょ地域の魅力を高めることを目的とする。

(事務の委任)

第3条 町村会は、本要綱に係る事務の執行については、市長会に委任する。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、市町村とする。

2 助成金の申請者は、市町村長（以下「申請者」という。）とする。

(助成期間)

第5条 本要綱における助成は、平成28年度から令和3年度までの間とする。

(助成対象事業)

第6条 助成対象事業は、市町村が実施する市民のスポーツ習慣の定着を推進し、健康増進を図るもので、前条に規定する助成期間内において新たに実施する事業及びレベルアップして実施する事業のうち、市長会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事業とする。

2 助成対象事業は、別表1のとおり区分する。

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費、助成金の額及びその上限は、一市町村につき別表2のとおりとする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、毎年度、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付申請書（様式1）
- (2) 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業計画書総括表（様式2）
- (3) 多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業計画書（様式3）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金交付・不交付決定通知書（様式4）により通知する。

(助成事業の遂行)

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画（以下「事業計画」という。）に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更（各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く。）の必要が生じたときは、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金変更交付申請書（様式5）に多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業変更計画書総括表（様式6）、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業計画書（様式3）及びその他会長が必要と認める書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 会長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金変更交付・不交付決定通知書（様式7）により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金取下申請書（様式8）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金取下承認通知書（様式9）により通知する。

(軽微な変更の届出)

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により会長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金実績報告書（様式10）に多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業実績調書総括表（様式11）、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金事業実績調書（様式12）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他会長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金確定通知書（様式13）により被交付決定者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第16条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金請求書(様式14)(以下「請求書」という。)を別に定める日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の管理執行)

第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に基づいて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 会長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 事業の実施に際して、法令に違反したとき

(3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに会長に返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、市長会事務局企画政策室が所管する。

(事業への協力)

第20条 町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会は、市長会から事務の執行に際し、協力の依頼が有った場合は、協力するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、令和4年3月31日限りにその効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表 1 (第6条第2項関係)

区 分		内 容
1	継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業	第6条第1項に規定する事業であって、継続的に実施することにより、子どもの体力・運動能力の向上に資するもので、家庭、地域、学校のうち、二者以上と連携して取り組む事業
2	子どもの競技力の向上に資する事業	第6条第1項に規定する事業であって、競技に取り組む子どもの競技力向上に資する事業又は指導者の技術力向上に資する事業
3	障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業	第6条第1項に規定する事業であって、障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資するもので、障害の有無に関わらず参加を促す事業
4	運動習慣の定着に資する事業	第6条第1項に規定する事業であって、次の種目のうちから一以上選択し、多世代が参加するもので、各市町村が統一して年2回以上実施する事業 (1) ウォーキング (2) ラジオ体操 (3) 市町村が独自に推奨する体操

別表 2 (第7条第1項関係)

区 分		助成対象経費	助成金の額	助成上限額
1	継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業	助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び市町村の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。ただし、区分1及び3について、会長が必要と認めた用具の購入費はこの限りではない。	助成対象経費の10/10	区分1から3までの合計で、年間150万円
2	子どもの競技力の向上に資する事業			
3	障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業			
4	運動習慣の定着に資する事業			年間50万円

■ 資料3 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

(設置)

第1条 東京都市長会（以下「市長会」という。）及び東京都町村会（以下「町村会」という。）は、市長会及び町村会が多摩・島しょ地域の魅力を高めるために実施する助成金の交付にあたり、その適否を審査させるため、市町村共同事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(事務の委任)

第2条 町村会は、本要綱に係る事務の執行について、市長会に委任する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、市長会会長の求めに応じて対象事業の内容を審査し、助成金申請者に対し必要に応じて事業実施に係る助言を行うとともに、市長会会長に助成金交付の適否について報告する。

(組織)

第4条 審査会は、市長会会長を除く次に掲げる6名の委員をもって組織する。

- (1) 市長会の代表 1名
- (2) 町村会の代表 1名
- (3) 学識経験者 2名
- (4) 市長会事務局長
- (5) 町村会事務局長

2 委員は、市長会会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長等)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 副会長は、前条第1項第2号に掲げる委員をもって充てる。

4 会長は審査会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて審査会を招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員報酬等)

第7条 第4条第1項第3号に規定する委員については、東京都市長会附属協議会に対する補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）第3条第3号の基準に準じて報酬等を支給する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市長会事務局企画政策室において処理する。

(事業への協力)

第9条 町村会及び公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）は、市長会から事務の執行に際し協力の依頼があった場合は、協力するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際に、調査会の市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱（平成22年4月1日施行）第3条第2項の規定により、委員に委嘱されている者については、第4条第2項の規定に係らず、委員に委嘱したものとみなす。この場合の委員の任期は、第4条第3項の規定に係らず、平成28年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

■ 資料4 市町村別実施事業一覧

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
1	八王子市	ジュニア育成事業バスケットボール教室（小学生）	競	●	●	●		
		ジュニア育成事業バスケットボール教室	競				●	●
		ジュニア育成事業バスケットボール教室（中学生）	競	●	●	●		
		ジュニア育成事業体操教室	競	●				
		ジュニア育成バドミントン教室	競	●	●	●	●	●
		ジュニア育成事業コア（体幹）トレーニング&走り方体操教室	競		●	●	●	△
		ジュニア育成事業サッカー教室	競				●	●
2	立川市	ジュニア体力及び競技力向上事業	体	●	●	●	●	●
		障害者スポーツ振興事業	障	●	●	●	●	△
		ラジオ体操教室 （ラジオ体操教室・みんなの体操教室）	習	●	●	●	●	●
3	武蔵野市	スポーツ教室事業	障	●				
		障害者とスポーツに関する講演事業	障	●				
		ニュースポーツ出張事業	障		●	●		
		運動していない女性のための「絶対に効果が出るストレッチ体操」	習			●		
		障害者がスポーツを楽しめる機会の充実 ～新たな仕組みづくり～	障			●		
		子どものスポーツ活動を支える指導者等の資質向上研修会	競				●	
		障害者スポーツを支える人のためのユニバーサルスポーツ研修会	障				●	
		ファミリースポーツフェア 2019 でのユニバーサルスポーツ体験ブース設置	障				●	
		総合体育館個人利用枠「ユニバーサルスポーツ体験会」レベルアップ	障				●	
		ワンデーレッスン・ワンデースポーツの障害者枠増設	障					●
		体験しようパラ水泳	障					△
4	三鷹市	馬から学ぶオリンピック・パラリンピック	体	●				
		乗馬による体力向上プログラムの構築	体		●	●	●	△

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
		オリンピックによるバレーボール教室	競	●				
		バレーボールの競技力向上事業	競		●	●	●	●
		ボッチャ出前教室	障	●				
		三鷹体操の普及促進事業	習				●	●
5	青梅市	西多摩地域広域なでしこサッカースクール	競	●				
		元気に！楽しく！梅っ子体操	習	●	●			
		ラジオ体操教室 in 青梅	習			●		
		梅っ子体操2（仮称）の普及	習					●
		青梅マラソンランニングクリニック	競		●	●		
		ブラインドサッカー教室	障		●	●		
		スポーツ×地域の魅力 カヌー体験プログラム	体		●	●	●	●
		リズムトレーニングを取り込んだ運動能力向上事業	体				●	△
		国際パラスポーツ大会の観戦を通じた理解促進事業	障				●	
		君のハートにトライ！タグラグビー体験会	障					□
		ボッチャ体験教室	障					□
6	昭島市	児童・生徒の総合的な体力向上を図る事業 （子供の元気アップ事業）	体	●	●	●	●	●
7	調布市	小学生ボッチャ教室・大会	障	●				
		調布市小・中学生ドッジビー大会	体		●			
		パラスポーツ体験事業	障			●	●	
		小学生タグラグビー大会	体			●		
		調布市障害者スポーツ体験会	障					△
8	町田市	「出張！サッカー&スポーツ栄養学」実施事業	体	●	●	●	●	●
		町田っ子体力アップ事業	体	●				
		町田っ子 アクティブ・プロジェクト	体		●			
		「出前！フットサルクリニック」実施事業	体			●	●	●
9	小金井市	アシスタントティーチャー派遣事業	体	●	●	●	●	●

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
		ストレッチ体操普及啓発事業	習	●	●	●	●	●
10	小平市	「チーム」のための少年野球教室	競	●				
		卓球ジュニア育成講習会	競		●			
		F C 東京によるサッカーレベルアップ講習会	競			●		
		タイムリー講座「(仮称) みんなが楽しめるボッチャでユニバーサルデザイン地域づくりへ」	障			●		
		～運動が苦手な君が体育のヒーロー！？～ スポーツをして・みて、運動が楽しくなるスポーツ教室！！	体				●	
		地域支援講座「(仮称) 車いすスポーツレクリエーション体験でバリアフリーの仲間づくり」	障				●	
		小学校と連携したアルティメット体験事業	体					●
		地域支援講座「(仮称) みんなで楽しもう パラスポーツで仲間づくり」	障					△
11	日野市	体を動かす(運動する)ことの楽しさ・心地よさ向上プロジェクト	体	●	●	●	●	●
		ロープジャンプで体力アップ	体	●	●	●	●	△
		地域ラジオ体操交流事業	習	●				
12	東村山市	障害者スポーツ体験事業	障				●	
		ボッチャでたのしむらやま事業	障					●
13	国分寺市	体力向上事業	体	●				
		祝 第 34 回 (～37) 国分寺まつり史跡武蔵国分寺跡秋のスポーツイベント	障		●	●	●	△
14	国立市	子どもの体力・運動能力向上事業	体	●	●	●	●	●
15	福生市	少年野球教室	競					△
16	狛江市	スキルアップバドミントン教室	競	●				
		スキルアップ卓球教室	競		●			
		スキルアップラグビー・タグラグビー教室	競			●		
		スキルアップ水泳教室	競				●	
		スキルアップバレー教室	競					□
17	東大和市	東大和市子供の体力向上推進事業	体	●	●	●	●	●

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
		スポーツ習慣定着促進事業	習	●	●			
		東大和元気ゆうゆう体操普及推進事業	習			●	●	△
18	清瀬市	なでしこリーガーによる清瀬市サッカー教室	競	●	●	●	□	△
19	東久留米市	オリンピック種目を通じた子どもの体力・運動能力向上事業	体	●				
		オリンピック種目をベースとした子どもの体力・運動能力向上事業	体		●	●	●	●
		指導員によるフィットネスウォーキング事業	習		●	●	●	□
20	武蔵村山市	令和元(～2)年度少年少女スポーツ大会「第36(～37)回少年少女サッカー大会」	体				●	△
		令和元(～2)年度少年少女スポーツ大会「第17(～18)回少年少女ドッジボール大会」	体				●	△
21	多摩市	ヴェルレンジャー～一緒にスポーツ楽しみ隊！～in 多摩	競	●	●	●	●	●
		障がい者スポーツ出張体験教室	障				●	●
22	羽村市	はじめようスポーツ！小・中学生「走り方教室」(初心者編)	体	●	●	●	●	●
		スポーツをしよう！小・中学生「走り方教室」(競技力向上編)	競	●	●	●	●	●
		スポーツをしよう！小・中学生「フィジカルトレーニング(体幹)教室」(競技力向上編)	競	●	●	●	●	●
		はじめようスポーツ！障害者スポーツのススメ	障	●	●	●	●	●
		はじめようスポーツ！歩くことからはじめよう	習	●	●	●	●	●
23	あきる野市	小中学生走り方教室	競	●				
		小中学生ハンドボール教室	競		●			
		小中学生バレーボール教室	競			●		

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
		障がい者スポーツ推進事業	障			●		
		小中学生バスケットボール教室	競				●	
		障がい者スポーツ教室	障				●	△
		小中学生柔道教室	競					△
24	西東京市	走って、投げて、蹴って！	体	●	●	●		
		走って、投げて、蹴って、踊って♪	体				●	△
25	瑞穂町	瑞穂スポーツフェスティバル 2020	障					△
26	日の出町	スポーツ推進委員事業 スポーツ吹矢教室	障	●				
		スポーツ推進委員事業 ドッチビー教室	障	●				
		ふれあいスポーツ教室『ポールウォーキングをやってみよう』	障			●		
		パラリンピック種目を体験しよう「ボッチャ教室」	障			●		
		ニュースポーツ「キンボール・スポーツ輪投げ」を体験しよう	障				●	
27	檜原村	檜原村スポーツ教室	競	●	●	●	●	□
28	利島村	ジュニアサッカー育成事業	競	●	●	●	●	●
29	新島村	子どもの競技力向上スポーツ教室事業	競	●	●			
		新島村野球教室	競			●	□	△
		新島村バレーボール教室	競				●	△
30	神津島村	子どものスポーツ競技力向上事業	競	●	●			
		神津島村ジュニアバレー教室	競			●		
		神津島村野球教室	競			●	●	△
		ノルディックポールを使用したウォーキング啓発事業	習			●		
		神津島村バレエ教室	競				●	△
		神津島村サッカー教室	体				△	△
31	御蔵島村	御蔵島村子どもスポーツ教室	体	●	●	●	●	△

No.	市町村名	事業名	区分	H28	29	30	R1	2
		運動習慣の定着に資するためのスポーツ教室	習	●	●	●	●	△
32	八丈町	八丈島ジュニアバレーボール教室	競	●	●	●	●	△
		八丈島サッカー協会サッカークリニック	競	●	●	●	●	△
		八丈島少年柔道教室	競	●				
		八丈島柔道会選手育成事業	競		●	●	●	△
		八丈島剣道会育成事業	競	●	●	●	●	△
		卓球講習会	競	●				
		八丈島卓球連盟ジュニア育成合宿	競		●	●	●	△
		野球連盟野球教室	競		●	●	●	△
33	小笠原村	バドミントン強化練習	競				●	●
				52	50	60	65	66

【事業区分】

体：[区分1] 継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業

競：[区分2] 子どもの競技力の向上に資する事業

障：[区分3] 障害者スポーツ、ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業

習：[区分4] 運動習慣の定着に資する事業

【凡 例】

●：実施事業

△：交付決定されたが、天候やコロナ感染症の影響により中止となり、予算が執行されなかった事業

□：交付決定されたが、天候やコロナ感染症の影響により中止となり、一部予算のみが執行された事業

※ 上記一覧に掲載した事業の詳細については、各年度の事業実施報告書として市長会ホームページへ掲載していますので、ご参照ください

■ 東京都市長会ホームページ URL

(多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業)

<https://www.tokyo-mayors.jp/katsudo/kyodo/sportslife.html>

令和3年3月

多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業の検証について

発行 東京都市長会

〒183-0052

東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内

TEL : 042-384-6396 FAX : 042-384-6978